

ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が策定する農業の生産額拡大や地域の担い手育成などを目指した取り組みについての振興計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、地域農業の活性化や農業生産1千億円達成に向け本県農業をリードする主要品目について一層の産地強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 対象事業のうち農業協同組合等（農業協同組合、任意組織、集落営農法人、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人（第三セクター））が行う支援事業に対し、補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（別表の第7欄に定める額を限度とする。仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならないものとし、補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

4 本補助金を交付する支援事業は、農業分野（特用林産物を含む。）及び耕畜連携に関するものとするが、不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関するものは対象としない。

5 また、補助事業の実施に当たっては、別表1の第9欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請

をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 間接補助金の交付を受けない対象事業に係る別表の第8欄に定める変更

(2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第8欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者か

ら報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、対象事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、対象事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、事業実施主体が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第3号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出先)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所、西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。））を経由して農林水産政策課へ提出しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

なお、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001326号鳥取県農林水産部長通知。以下、「新要領」という。）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表第1欄（1）産地強化支援事業を適用し、がんばる地域プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表第1欄（2）地域プラン支援事業を適用するものとする。

ただし、プラン期間中に、新要領13に基づき制度移行した場合は、別表第1欄（1）産地強化支援事業を適用するものとする。

別表（第3条、8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 事業費上限額	8 重要な変更	9 その他
(1) 産地強化 支援事業 ①推進事業 ②整備事業	市町村	市町村が策定 したプランの 実現に向けた 推進事業、整 備事業に係る 経費	—	—	推進事業1/2 (ソフト) 整備事業1/3 (ハード)	プラン期間総 額：1億円 ※ただし、 「産地プロジ ェクト」に係 るプランにつ いては1.2 億円とする。	本補助金の 増額	ビニールハウス等の農業 保険法（昭和22年法律 第185号）に基づく園 芸施設共済の加入対象と なる施設を導入した者 は、園芸施設共済、又は 民間の建物共済や損害補 償保険等（天災に対する 補償を必須とする。）に 加入するものとする。
	農業協同組合、任 意組織、集落営農 法人、市町村農業 公社、社会福祉事 業を行う法人、市 町村が設立した 法人（第三セクター）		推進事業2/3 (ソフト) 整備事業1/2 (ハード)	市町村			間接補助金 の増額	
(2) 地域プラ ン支援事業 [旧制度の継 続事業] ①推進事業 ②整備事業	市町村	農業協同組合、任 意組織、集落営農 法人、市町村農業 公社、社会福祉事 業を行う法人、市 町村が設立した 法人（第三セクター）	—	—	推進事業2/3 (ソフト) 整備事業1/2 (ハード)	プラン期間総 額：1億円	本補助金の 増額	
	農業協同組合、任 意組織、集落営農 法人、市町村農業 公社、社会福祉事 業を行う法人、市 町村が設立した 法人（第三セクター）		推進事業2/3 (ソフト) 整備事業1/2 (ハード)	市町村			間接補助金 の増額	

※「産地プロジェクト」とは、農業生産1千億円達成プランにおいて、プラン推進方策の1つとして位置付けているもので、主要品目の産地ごとにJA、市町村、県等の関係機関で連携して「産地プロジェクト課題」に重点的に取り組むもの。

「産地プロジェクト」に係るプランとは、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領の2プランの原則（8）を満たし認定されたプランのことをいう。

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度ともに目指す！産地強化支援事業
事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

- 1 プラン名
(対象地区)
- 2 プラン策定主体名
- 3 事業実施方針

4 事業実施主体名及び内容

区分	実施主体	種目・項目	数量	単価	金額	備考
推進事業				円	円	
	小計				円	
整備事業				円	円	
	小計				円	
合計						

- (注) 1 種目・項目欄には区分毎に記載し、本事業により機械・施設等の導入を予定している（導入した）場合には、上段に名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。
- 2 備考欄には、機械・施設等の導入を行う場合は、導入予定場所（導入場所）を集落名等で記載すること。
- 3 事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。なお、記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙1に改めて融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

区分	実施主体	事業種目	事業費	内 訳			備 考
				県 費	市町村費	その他	
推進事業			円	円	円	円	
整備事業			円	円	円	円	
	合 計		円	円	円	円	

6 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市町村 その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

7 事業完了予定年月日

8 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

9 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（〇年〇月）・対象施設を導入しない）
※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等への加入すること。

10 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

11 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

12 添付資料等

(1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」等の写し。

※任意組織、農協、集落営農法人、農業公社、社会福祉事業を行う法人、第三セクターの場合

(2) 事業費の詳細がわかる資料(見積書等)

(3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。

(4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」。

選定理由には、他のメーカーとの機能比較(客観的に判断できる資料)により、プランの目標を達成するために必要不可欠な理由を記載。

(5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料。

農地・建築等に関する関連法令等(農地法、農振法等)の手続がわかる資料。

(6) 実績報告時には、事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

(7) 施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続がわかる資料。

(8) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

別紙

種 目・項 目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 [制度・その他]	融資を受けようとする金額 (融資を受けた金額)	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様

職氏名

印

年度ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったともに目指す！産地強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業（別表第1欄に掲げる事業名）」とし、その内容は・
・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算 定 基 準 額 | 金 | 円 |
| (2) 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
・
・
・
・
とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400001326号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

年 月 日

様

住所
事業実施主体 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあつたともに目指す！産地強化支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法